

危機管理マニュアル (業務継続計画 含)

令和7年度版

北海道芽室高等学校

目 次

I	学校における危機管理とは	
1	危機管理の目的	1
2	危機管理のプロセス	1
	(1) 事前の危機管理（事故等の発生を予防する観点から、体制整備や点検、避難訓練について）	1
	(2) 個別の危機管理（事故等が発生した際に被害を最小限に抑える観点から、様々な事故等への具体的な対応について）	2
	(3) 事後の危機管理（緊急的な対応が一定程度終わり、復旧・復興する観点から、引渡しや心のケア、調査、報告について）	2
II	危機発生時の対応	3
	（交通安全・生活安全・災害安全の観点から主な対応）	
	★事故等発生時の対応の基本	
	①事故発生時の通報・緊急対応の流れ ②応急手当を実施する際の留意点・AED	
	<個別の危機管理>	
1	登下校時の事故等	4
2	校外活動時の事故等	4
3	体育や部活動時の事故（頭頸部外傷）	5
4	熱中症	5
5	インターネット上の犯罪被害	5
6	不審者侵入	6
7	交通事故への対応	8
8	地震による災害	9
9	相談・苦情への対応	9
10	弾道ミサイル等が発射された際の対応	10
11	施設・設備の爆破（爆破予告）	11
12	犯罪の予告	12
III	連絡先等一覧	13

↓↓↓【災害安全】

【別冊】令和7年度「業務継続計画」

1	業務継続計画（BCP）について	8	報告
2	北海道芽室高等学校災害対策体制	(1)	報告様式
3	北海道芽室高等学校緊急時参集体制	(2)	報告の方法
	(1) 参集体制	(3)	報告の流れ
	(2) 緊急時職員参集一覧表	9	避難所開設・運営に係る協力業務内容及び担当者一覧
4	北海道芽室高等学校緊急連絡網	10	学校再開に向けた対応
5	優先業務の選定及び着手目標時期の設定	(1)	生徒等の安否確認
6	業務執行環境等の確保	(2)	施設設備の確保
7	重要書類等の確認・管理方法	(3)	通学路の安全確保
	(1) 重要書類の保管場所及び持ち出し担当者	(4)	応急教育計画の作成
	(2) 非常時持ち出し一覧表	(5)	教職員の確保等
		(6)	生徒の心のケアの体制整備
		11	津波や原子力災害への対応
		12	付録 報告の様式

I 学校における危機管理とは（学校における危機管理の手引（改訂3版）から抜粋）

1 危機管理の目的

- 生徒及び教職員の安全を確保すること。
- 学校と生徒・保護者・地域社会との信頼関係を保つこと。
- 組織的で迅速かつ的確な対応により、学校を安定した状態にすること。

これらを目的として、危機を予知・回避するための方策を講じるとともに、危機発生時には被害や問題を最小限にとどめるための適切な対応をとること。

2 危機管理のプロセス

(1) 事前の危機管理（事故等の発生を予防する観点から、体制整備や点検、避難訓練について）

①危険の予知・予測

- ・危険のリストアップ

「一度起きたことは再び起きる可能性がある」

「他校で起きた事故は自校でも起きる可能性があること」

「学校には、他の組織にない特有の危機があること」を十分認識する。

- ・事件・事故の最近の傾向の把握

危機を予測するためには、全国各地の学校で発生している事件・事故の傾向を把握することが有効である。→事件・事故の新聞報道等を教職員に紹介するなど、日頃から教職員の危機管理意識の高揚に努める。

- ・情報の収集による危機の認識

生徒や保護者、地域住民等から様々な情報を収集するなどして、危機を予知・予測し、問題の早期発見に努める。

保護者や学校評議員から情報収集したり、地域住民が集まる自治会の活動などへ教職員が積極的に参加して、情報収集のアンテナを高くすることに努める。

②危機管理体制の確立に向けた取組

- ・危機管理体制の確立

教職員に対し、日常的に報告・連絡・相談を励行するとともに、想定される危機への対応策を定め、危機管理体制を確立する。

- ・教職員の研修の充実

研修や避難訓練等を通して、危機発生時に生徒への的確な指示や迅速な避難誘導等ができるようにする。ならびに、教職員の危機管理意識の高揚を図る。

- ・訓練等の実施

様々な場面を想定した避難訓練等を実施し、生徒に対して、緊急時の安全な行動の仕方について理解させる。

また、避難訓練等の結果を検証し、緊急時における危機管理体制の改善を図る。

- ・生徒・保護者への啓発

一人一人の生徒に安全な生活の仕方について、日頃から指導するとともに、保護者に対しても、危機管理体制の周知と事件・事故等の未然防止の啓発を行う。

- ・保護者・地域との連携・協力体制の確立

生徒の安全確保や学校の防犯・防災体制の確立のため、地域住民や関係機関等との連携が重要なことから、日頃から保護者や自治会等と十分に連携し、地域の協力を得ながら事件・事故等の未然防止に努める。

(2) 個別の危機管理（事故等が発生した際に被害を最小限に抑える観点から、様々な事故等への具体的な対応について）

①生徒、教職員の安全確保

危機が発生した場合、人命尊重を第一に考え、生徒及び教職員の生命や身体を守るとともに、被害を回避または最小限にとどめるために、正確な状況の把握に努め、必要な応急処置や適切な対応をとる。

また、生徒の心のケアを図るとともに、必要に応じて、スクールカウンセラーや専門家との連携を図る。

②連絡体制の整備

教育委員会への報告をはじめ、警察・消防・病院などの関係機関や保護者などの関係者への連絡を迅速に行うための体制を整備し、教職員に周知する。ならびに、連絡体制を見やすい場所に掲示する。

③外部との窓口の一本化

報道機関など外部との対応においては、窓口を一本化し教頭が行う。

④記録

関係教職員は、事故発生の際の経緯・処置・対応等を時系列で詳細に記録する。

⑤教育活動の再開

（速やかに教育活動を再開し、学校が受けるダメージを短期間で最小限に食い止めることが大切である。なお、再開にあたってはP T A、教育委員会、関係機関等と連携する。）

（留意点）

- ・生徒、教職員等の安全が確保されていること。
- ・事故による、生徒や教職員等の動揺がなくなり、落ち着いていること。
- ・平常時の状態に回復し、事後処理等による教育活動への支障がないこと。
- ・原因が究明され、再発したり二次被害（二次災害）が起きたりしないこと。

(3) 事後の危機管理（緊急的な対応が一定程度終わり、復旧・復興する観点から、引渡しや心のケア、調査、報告について）

①心のケア

生徒は、危機に直面すると恐怖や喪失体験などにより心に傷を受け、心身の健康問題が現れる。時間の経過とともに薄れていくが、「心的外傷後ストレス障害（P T S D）」などに移行する場合もあるため、危機発生直後から生徒や保護者等に対する支援を行い、予防と早期発見に努めることが大切である。

②対応の事後評価と再発防止に向けた取組

・対応の分析・評価

緊急時の対応を事態収拾後に総括し、危機が発生した原因や対応を分析・評価することが大切である。

・再発防止の取組の改善・充実

危機が発生した原因や対応の分析・評価に基づき、危機管理の手引の改善を図り、再発防止の取組についても、定期的に評価し改善を図る。

・生徒・保護者への啓発

生徒や保護者に対して、危機が発生した原因や対応時の課題に基づき、再発防止策を周知する。

③信頼回復に向けた取組

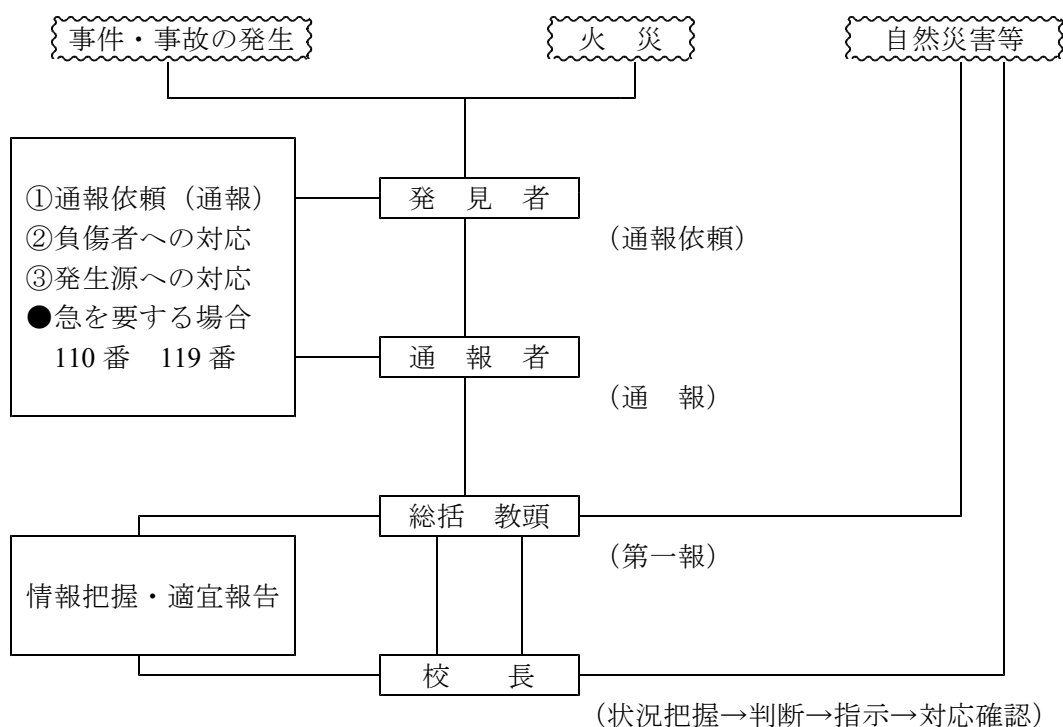
危機発生により学校の信頼を損ねる場合があることから、再発防止の方策をは

じめ、生徒・保護者・地域社会からの信頼を回復するための方策について検討し、保護者、学校評議員等の協力を得ながら、教職員が一体となって取り組む必要がある。

II 危機発生時の対応

★事故等発生時の対応の基本

①事故発生時の通報・緊急対応の流れ



《被害生徒等の保護者への連絡の留意点》

- ・被害生徒等の保護者に対し、事故等の発生（第1報）を可能な限り早く連絡する。
（その際、事故等の概況、けがの程度など最低限必要とする情報を整理したうえで連絡する。）
- ・被害の詳細や搬送先の医療機関等、ある程度の情報が整理できた段階で第2報を行う。以後、正確かつ迅速な連絡をする。

②応急手当を実施する際の留意点

突然倒れた場合などは「119番」に通報し、救急車が到着するまでの間、その場で心肺蘇生等の一次救命処置が求められる。事故等の態様によっては救命処置が一刻を争うことを理解し、行動する。

- ・被害生徒等の生命に関わる緊急事案については、管理職への報告よりも救命処置を優先させ迅速に対応する。
- ・事故等の状況や被害生徒の様子に動揺せず、またその他の生徒等の不安を軽減する

ように対応する。

- ・応急手当を優先しながらも、事故等の発生状況や事故等の発生後の対応及びその他の結果について、適宜メモを残す。(応援に駆けつけた教職員に対し、記録担当の役割を指示する。)

【AED：自動体外式除細動器】

AEDとは、心停止で倒れた傷病者に電気ショックを与え蘇生させる機器である。心臓がけいれんする心室細動により倒れた傷病者に対し、除細動（心室細動や心室頻拍など、心臓がけいれんしている状態に電気ショックを与え、それらを止めることをいう。）

- ・心停止の場合、早期に除細動を行うことで救命率が向上する。
(1分遅れるごとに7～10%救命率が低下する。) 救急車が到着する前に、その場所で除細動が行われることが望ましい。

【死戦期呼吸】

心肺停止が起こった直後には「死戦期呼吸」(しゃくりあげるような呼吸が途切れ途切れに起こる呼吸のこと)と呼ばれる呼吸が見られることもあります。これは、正常な呼吸ではありません。

- 「普段どおりの呼吸なし」と判断し、胸骨圧迫やAED装着を実施する必要があります。

※119番通報すると、消防の通信司令員から電話口で指示や指導が受けられるため心停止かどうかの判断に迷ったり、胸骨圧迫のやり方などが分からない場合は、電話を切らずに指示を仰ぐようにします。

<個別の危機管理>

1 登下校時に事故等が発生した場合の留意点

①状況把握

- 負傷者がいる場合には、応急手当を行うとともに、学校・保護者へ状況の連絡が必要である。→必要に応じて救急車の要請や警察・医療機関等への連絡を行う。
- 登校時の事故等では、教職員がまだ出勤前であることも考えられるので、対応可能な教職員で生徒の安全確認を行う。
- (事故等発生時などに、生徒等や地域住民が学校へ避難してきた場合は、生徒等の安全確認を行う教職員とは別の教職員が、避難者への対応を行うことが必要。

②対応決定

- 事故等の発生状況や学校周辺・生徒の通学経路周辺の状況等を確認したうえで、登下校の仕方を決定する。(→保護者同行や保護者への引き渡しによる登下校等の登下校の仕方も検討)
- 現況及び学校の対応等について保護者へ一斉配信メール等で連絡し、理解と協力を求める。
- 状況によっては、事故等発生場所付近の安全な場所で待機し、保護者に引き渡して下校させることもある。

2 校外活動時に事故等が発生した場合の留意点

(生徒等の活動状況を確認するとともに、活動場所に向かい、生徒の安否を確認)

①状況確認

- 見学旅行などで班活動を実施している場合は、引率教職員で分担し、生徒と連絡を取り合いながら、可能な限りその活動場所に向かい、安否を確認する。

(交通機関等が使えない状況の場合は、携帯電話等で連絡を取り合い生徒の安否を確認し、安全な場所へ避難するよう指示を出す。)

- 学校・保護者への状況を連絡する。
- 必要に応じて救急車の要請や警察・医療機関等への連絡を行う。

②対応決定

- 正確な情報を警察や教育委員会等の関係機関から収集し、安全を確保できる場所に避難する。(避難場所への安全な移動方法についても確認する。)

- 現況及び学校の対応等について、保護者へ連絡し、理解と協力を求める。

※事前に現地の状況や気象情報などを把握しておく。

※悪天候などで活動を変更・中止する場合の代案を事前に決めておく。

※教職員から離れて活動する場合は、生徒と教職員との連絡体制や、学校、保護者、関係機関等への連絡体制を整備しておく。

3 体育や部活動時の事故（頭頸部外傷）

(コンタクトスポーツや回転運動等を伴う競技・種目を行う場合、地面や床面に頭部を強打したり、脳が激しく揺さぶられたりすることにより、「脳震盪」「急性硬膜下血腫」「頸髄・頸椎損傷」等を引き起こす可能性がある。)

①事故発生後の対応

- ・すぐには立たせない。
- ・意識障害の有無等をチェックし、意識障害が継続する場合は、直ちに救急車を要請する。
- ・意識消失から回復した場合も、速やかに受診し医師の指示を仰ぐ。
- ・頭部打撲の場合、その後急変の可能性があるため、帰宅後の家庭で観察する。

※頸髄・頸椎損傷が疑われる場合は、平らな床に速やかに寝かせた後、「意識の状態」、「運動能力（まひ、能力低下）」、「感覚異常（しびれ、異常感覚）」、「呼吸の状態」の4つを確認し、動かさないで速やかに救急車を要請する。

※動かすことで、重症にしてしまう危険性がある。

4 熱中症

(それほど高くない気温(25～30℃)でも湿度が高い場合に発生することがある。)

①事故発生時の対応

- ・けいれん、ふらつき、めまい、吐き気などは、熱中症を疑う症状である。
- ・意識を失っている場合は、すぐに救急車を要請する。(並行して応急処置を行う。)
- ・意識がある場合は、涼しい場所に避難させ、衣服をゆるめて体を冷却し水分補給をさせる。

※肥満傾向の人は熱中症になりやすいため、水分補給、休憩など十分な予防措置をとる。

※急に暑くなったときは、体が暑さに慣れていないので、短時間で軽めの運動から徐々に慣らしていくことが必要。

5 インターネット上の犯罪被害（性的な画像が発見された場合等）

①事故発生時の対応

- ・状況把握

教職員は画像を所持している生徒から、入手した経緯を聞き取るとともに、速やかに管理職に報告する。

画像を所持している可能性がある生徒が複数いる場合は、一斉に聞き取りを行うなど画像の拡散や隠匿を防止するための対策を講じる。

他校の生徒が関与している場合は、速やかに当該学校に連絡し、連携する。

②被害生徒のケア

- ・被害生徒に画像が流出した経緯を聞き取るとともに、被害者の意向を尊重して対応する姿勢を示し、相談しやすい環境を整える。
- ・噂の流布など被害者の二次被害を防止する情報管理を徹底する。

③保護者への連絡

- ・早期の段階で保護者に連絡し、学校が把握している事実や今後の対応方針を伝える。
- ・画像の流出など被害の拡大を防ぐため、速やかに警察に相談することを被害生徒の保護者に促す。
- ・被害届を出す意向を示した場合は、学校として把握している情報をもとに警察の捜査に協力することを保護者に伝え、理解を求める。

④画像等の保全

- ・画像がインターネット上で公開されている場合には、サイト名やURLを確認し、同画像をプリントアウトするなどして、状況を把握し、その情報に基づいてプロバイダ等に削除要請を行う。
- ・スマートフォン等に画像が保存されている場合には、生徒に対して安易に画像を削除するような指導を行わず、被害生徒や保護者の意向を確認するまでの間、学校に一時預けるよう指導する。

(被害生徒の保護者が警察への相談を拒否した場合など、画像を保全しておく必要がなくなった場合には、速やかに画像を削除するよう指導する。)

⑤警察等との連携

- ・被害生徒の保護者が警察へ連絡することに理解を示した場合には、速やかに警察へ通報する。

⑥個別指導と全体指導

- ・画像を所持していた生徒に対して個別指導を行うとともに、再発防止のため被害生徒が特定されないように配慮しながら全体指導を行う。SNS等を使って憶測による書き込みや噂が広まることのないように配慮する。
- ・被害生徒などが精神的な不調を訴えた場合には、必要に応じてスクールカウンセラー等の派遣を要請するなど、早い段階から支援や助言を受ける。

※未然防止等として、生徒への情報モラル教育を充実させ、生徒が使用する通信機器等にはフィルタリングの設定やそれを安易に解除しないことを保護者に理解と協力を求め、また家庭でのインターネット利用に関するルールづくりを行うように働きかけることが大切。

6 不審者侵入

①不審者かどうか

- ・来校者として不自然なことがないかをチェックする。
また、不自然な場所に立ち入っていないか・不自然な言動や行動及び暴力的な態度は見られないか・凶器や不審物を持っていないか
- ・声をかけて用件をたずねる。

用件がこたえられるか（正式なものか）・教職員に用事がある場合は、氏名、学年、教科等の担当が答えられるか・保護者なら、生徒の学年、組、氏名等が答えられるか・職員玄関の受付を済ませて入ってきているか

- ・受付を済ませていないようであれば、受付に案内をする。

案内に応じるかどうか

② 正当な理由のないものには退去を求める

- ・丁寧に校地・校舎内からの退去を求める。

「ご用件のない場合は、校舎内に立ち入らないでください。」

※教職員が一人で対応をしない。自身の安全のために適当な距離を取りながら多くの教職員が駆けつけるのを待ってから対応する。

- ・言葉や相手の態度に注意しながら退去するよう丁寧に説得する。

※教職員が持っていて自然である長い定規などを持つことも有効である。

※毅然とした態度で対応し、いかなる場合であっても、不審者に背を向けない。

※できる限り、生徒がいる場所に不審者を向かわせないようにする。

③ 退去後も再び侵入しないか見届ける

- ・一旦退去しても、再び侵入する可能性もあるので、敷地外に退去したことを見届ける。

- ・警察や教育委員会に連絡し、パトロール強化や近隣の学校に情報提供を行う。

④ 退去に応じない場合には、不審者とみなして「110番」通報する。

⑤ 「通報する」

- ・校内放送等を用いて他の教職員に応援を求め、「110番」通報する。

※連絡を受けた教職員が、管理職への報告と並行して、応援要請の校内放送をする。

● 応援要請放送：「連絡します。（本校にいない人の名前に「先生」をつける：）海川先生、海川先生、打ち合わせを行いますので、（不審者がいる近くの教室名：）〇〇教室にお越しく下さい。」←この応援要請放送が流れたら、速やかに該当場所に集まる。

※不審者が暴力的な言動をしていない場合には、サイレンを鳴らさないでパトカーに来てもらうことも検討する。

- ・立ち入られた場合、相手を落ち着かせるために別室に案内して隔離することを試みる。

※生徒から遠い位置にある部屋（職員玄関横の談話室等）に、複数の教職員で案内する。（案内する場合は、前ではなく横を歩く）

※部屋へは、不審者を先に奥に案内し、教職員は身を守るために入口近くに位置する。（1対1にならないようにする・教職員がすぐに避難できるように、部屋の扉は開放しておく）

- ・生徒等を避難させるかどうかを判断する。

（生徒を避難させるか、教室にとどまらせるか、どちらが安全か判断し指示を出す放送をする。）

● 放送：「連絡します。これから全校集会を開きます。全員〇〇に集合してください。なお、使用する階段は西側（東側）階段を使用してください。」または、「連絡します。これから全校集会を開きます。全校生徒は、次の放送指示があるまで、全員教室で待機してください。」

⑥ 生徒等の安全を守る

- ・防御（暴力の抑止と被害の防止）する。
- ・対峙した教職員は複数で、

- 不審者を生徒に近づけないようにしながら、警察の到着を待つ。
- ・応援に駆けつける場合は、防御に役立つものをもっていく。
- さすまた（事務室にある）・かさ・長い定規・消火器 等

【不審者侵入の防止の3段階のチェック体制】

段 階	具体的な方策
A 校門	利用箇所・利用時間指定、フェンスの設置
B 校門から校舎への入り口まで	通行場所の指定、死角の排除
C 校舎への入り口	入口の指定・施錠、受付管理（来訪者向け案内・誘導、名簿作成、名札、来訪者の確認・声かけ）

7 交通事故への対応

①初期対応

- ・第一報が学校に入った後、未通報の場合は必要に応じて110・119番通報した上で交通事故の現場に急行して事態を把握する。（生徒等の状態・事故の状況など）
（複数の教職員で連携しながら）
- ・負傷者がいる場合の応急手当及び安全確保を行う。
- ・保護者へ連絡する。
- ・当事者となった生徒等の気持ちを落ち着かせる。
- ・状況を学校へ報告する。
（状況に応じて）
- ・救急車が到着していた場合
教職員1名は、できれば救急車に同乗する。医療機関で、保護者や医師から診断・治療等を聞き、学校（管理職）へ報告する。
教職員1名は、現場に残り、事故の経緯について情報を収集する。また、下校の時間帯等であれば、下校途中の生徒が事故現場に集まってくることもあるので、支障がないように速やかに下校させる。
- ・救急車が出発していた場合
学校から消防に搬送先を確認し、保護者と連絡を取り合う。保護者や医師から診断・治療等を聞き、学校（管理職）へ報告する。

②事故状況の調査・報告

- ・事故発生状況や事故原因に関わる事実を調査・記録し、教育委員会へ報告します。（記録した情報は、再発防止に向けた安全管理・教育を再検討するために活用する。）

③当事者となった生徒等への対応

- ・事故当事者となった生徒等自身がとるべき対応（警察等への通報、加害者の責任）があることが想定される場合は、生徒等の理解不足・精神状態などにより、自らの力で適切に対応出来ない場合があるため、事故後に生徒がとった行動を確認し、対応が不十分な場合は支援・指導を行う。

④心のケア

- ・次のような場面を経験した場合は、事故当事者以外の生徒等も含め、心的外傷後ストレス障害に発展する可能性が高くなるため、スクールカウンセラーの派遣等適切なケアが必要となる。
- ・きょうだい・友人が死亡重傷事故に遭うのを目の当たりにした。

- ・生徒等が加害者となり他者に大けがを負わせた。
- ・自分の行為が原因となり、他者を事故に巻き込んだ。

8 地震による災害

①初期対応

- ・緊急地震速報が放送されたときは、揺れが到達するまでの間に、生徒等に対して危険な場所から離れ、身の安全を守るよう呼びかけるとともに、教職員自身も身の安全を確保する。
- ・普通教室で授業中の場合は、生徒を机の下に潜らせ、机の脚をしっかりと持たせる。
- ・身を隠すところがない場合は、手近にあるカバン・本などで頭を覆いできるだけ低い姿勢をとらせるなど場所や状況に応じて適切な行動をとらせる。
- ・火気使用中の場合は、身の安全を確保した上で、火災発生の防止に努める。揺れがおさまったら、ガスの元栓を閉め、電気器具等のコンセントを抜く。
- ・恐怖や不安で生徒は落ち着きを失っていることがあるので、教職員は具体的な安全への指示をするように心がける。
- ・ドアや窓を開け、脱出口を複数確保する。

※何よりも落ち着いて行動する。

②避難するとき

- ・校内放送等で全校に避難を指示する。
- ・火災が発生した場合、出火場所を周知し、迂回等の指示をする。
- ・教職員は、生徒に対して適切な避難経路を指示した上で先導する。
- ・負傷者の有無を確認し、必要に応じて応急処置を行う。
- ・煙が発生している場合は、ハンカチなどで鼻・口を覆い、安全な場所へ避難する。
- ・避難場所に集合後、直ちに人数の確認を行う。

③下校

- ・帰路の安全確認ができるまでは、学校に生徒をとどまらせるのがよい。
- ・安全な下校のための手立てを講じ、その方法を保護者に一斉配信メール等で連絡する。
- ・生徒を下校させる場合は、余震を考慮するとともに、適切にマス・メディア等からの情報を収集し、安全確保に留意する。
(安全が確認された場合、必要に応じて保護者と連絡をとり安心させる。)

9 相談・苦情への対応

①相談・苦情（電話等）を受ける際の留意点

- ・どのような案件であっても、まず誠意をもって対応する。匿名の電話であっても、こちらは名前を名乗る。あわてずに、丁寧に落ち着いて対応する。
- ・相手の話を十分に聞き、相手の気持ちを受け止める。初期対応を誤り、相手の憤りを増幅させると、逆にこじれてしまう場合がある。
- ・積極的な傾聴、あいづち、繰り返し、要約、効果的な質問等で、相手の気持ちを落ち着かせる。
- ・「たらい回し」にしない。相手が求めることについて回答ができない場合は、こちらから電話をかけ直すと言って、相手の名前、電話番号を聞く。
- ・「管理職を出せ」と言われる場合があるが、状況・情報が足りない状態で学校としての判断を出せないため、担任や該当学年、生徒指導部、生徒指導部長が、情

報収集を含めた第一次対応を行う。

- ・対応の記録を、時系列にまとめておく。
- ・回答を保留しても構わない。事実確認のために、一旦、預かることも必要である。
- ・あいまいな回答や謝罪をしない。特に安易な約束や、安易な文書による謝罪はしない。
- ・理不尽な訴えである場合、毅然として対応する。
- ・管理職へ報告する。(悪い報告ほど早く報告する。)

②相談者・生徒への初期対応

- ・(相談者への対応) まずは、相談や苦情を申し出た相手の気持ちを受け止めたうえで、取り急ぎ、事実確認を行う旨を伝える。
- ・(生徒への対応) 相談者が訴えている事実があるか否かの確認を行う。その際、事実確認の過程で、決めつけたり、十分な確認を怠ったり、プライバシーの配慮を欠いたりするなどして、新たな問題を生まないように留意する。

③関係教職員での情報共有と対応の協議

- ・事実であった場合、謝罪すべき場合は事実を誠実に受け止め、心を込めて謝罪するとともに、再発防止対策についての説明の準備をする。
- ・修理代金等が発生する場合は、個々のケースで対応が異なるが、学校に非がない場合は、当事者間の問題となり、学校が安易に代金を支払うことのないようにする。

④事後措置

- ・関係生徒への指導を行う。また、保護者への説明を行うとともに、事案によっては、全校集会やホームルームでの指導等、生徒への再発防止の指導を行う。
- ・相談者による業務妨害・脅迫等犯罪行為や、また、その可能性がある場合には、速やかに警察への連絡をする。

10 弾道ミサイル等が発射された際の対応

①始業前の時間帯に緊急情報（Jアラート）が発信された場合

- ・生徒の登校は、ミサイルが領域外に落下したことが確認されるなど警報が解除されてからとする。
- ・臨時休業等については、一斉配信メールシステム及び本校のホームページを通じて生徒に連絡する。
- ・JR及びバス等の公共交通機関に運休や遅延が生じており、時間までに登校できない生徒については出席に関する扱いを配慮する。

②学校で活動している場合

- ・緊急情報（Jアラート）の内容を校内外に放送で伝え、生徒への避難・誘導の指示を出す。

【放送内容の例】

- ただいま、ミサイル発射情報が発信されました。校舎内にいる生徒は、ドアや窓を全て閉めて、ドア、壁、窓ガラスから離れてください。校舎外にいる生徒は、急いで校舎内に入ってください。先生方は、指示・誘導をお願いします。

【誘導・指示の内容の例】

●教室の場合

- ・ドアや窓を閉め、カーテンを閉める。換気扇を止める。
- ・調理室や化学室などではガス・水道を止める。
- ・窓や壁から離れ、教室の中央で姿勢を低くして身の安全を守らせる。

●体育館やグラウンドの場合

- ・至急、校舎内のできるだけ安全な場所に移動させる。

※授業の再開は、政府による発表等を踏まえ、警戒態勢の解除を放送で指示し行う。

※下校直前に緊急情報が発信された場合は、生徒の下校を一時中断し、校舎内で待機させる。

③その他

- ・落下物等を発見した場合は、触れることなく関係機関へ通報する。

11 施設・設備の爆破（爆破予告）

【爆破等の予告に対する対応方針…(1) 生徒を不安にさせない配慮をし、安全確保を第一とする。(2) 警察との連携による校舎内外の不審物の点検、不審者の警戒を実施する。(3) 安全確保の上で教育活動を実施する。】

①状況の把握・対応

- ・電話を受けた教職員は、ただちに内容を管理職に伝える。管理職は警察へ通報し、指示を受ける。
- ・管理職は全教職員に状況を説明し、生徒の安全確保のため、教職員に生徒の安全な場所への避難誘導を指示する。(爆発の予告まで時間がない場合は校内放送等で連絡する。)
- ・いたずらの可能性もあるが、爆発を想定し、生徒の安全確保のため、安全な場所へ避難させる。その際、生徒に不審物には触れないように指示する。
- ・教職員が分担し、不審物がないか確認し、迅速に避難させる。避難後、担任等は生徒名簿により点呼を行い、生徒の安全を確認する。
- ・校地内に、来客を立ち入らせない。

②警察との連携・対応

- ・警察の指示に従い、捜索等に協力する。
- ・捜索結果ごとに、警察の助言を参考にする。

(爆発物が発見された場合)

- ・避難場所の再検討（変更）など生徒等の安全確保を図る。
- ・生徒の保護者への引き渡し等、下校方法を決定する。
- ・爆破による火災発生が想定される場合は、学校は消防署等関係機関へ連絡する。
- ・爆発物の処理が終わった後、授業再開の時期等を決定する。
- ・保護者に事故の状況について説明する。

(爆発物が発見されなかった場合)

- ・学校は授業の再開の時期を決定する。
- ・保護者に事故の状況について説明する。

③爆発発生時の対応

(避難完了前に爆発した場合)

- ・生徒等をグラウンドなど校外の安全な場所へ避難させ点呼を行う。
- ・負傷者の応急手当、救急車で負傷者の医療機関への搬送する。
- ・死傷者のリストを作成し、不明者の有無等、生徒及び教職員の安否を確認する。
- ・教職員は負傷者の搬送先の病院を保護者へ連絡する。
- ・校舎等の被害状況を確認する。

(避難完了後に爆発した場合)

- ・点呼を行うとともに、生徒の安全を確認する。
- ・校舎等の被害状況を確認する。

- ・生徒を安全に下校させる。保護者への引き渡しをする。
- (事態が収束した後の対応)
- ・警察や消防の現場検証に協力する。
 - ・負傷した生徒やショックを受けている生徒等に対する心のケアを行う。
 - ・教育活動再開に向けて教育委員会と連携し、保護者への説明、施設の復旧、備品の確保等の必要な対策を迅速に行う。
- ④保護者への対応
- ・事故の発生及び状況について連絡する。
- ⑤教育委員会（教育局）への報告・報道等への対応
- ・事故の概要について、速やかに教育局へ報告し、対応策等について指導・助言を受け、状況の変化に応じ適宜報告する。
 - ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化する。
- ※緊急時に連絡する警察署、消防署、医療機関、関係機関等の所在地、電話番号を教職員に周知する。
- 校舎内外の整理・整頓を行い、不要なものを撤去することにより、異常の有無を確認しやすくする。

12 犯罪の予告

- ①状況の把握・対応
- ・電話を受けた教職員は、ただちに内容を管理職に伝える。管理職は警察へ通報し、指示を受ける。
 - ・管理職は全教職員に状況を説明し、今後の対応方針、対応策の手順や内容を指示する。
- ②警察への協力と対応
- ・犯行予告日まで、警察と連携し、校舎内外での不審物の点検、不審者の警戒等を実施する。
 - ・不審物、不審者があった場合は、警察の指導の下に対応する。
- ※不審物が発見された場合
- ・警察と協力し、生徒を安全な場所へ避難誘導し、安全確保を図る。
 - ・生徒の保護者への引き渡し等、下校方法を決定する。
 - ・不審物の処理後、授業再開の時期等を決定する。
 - ・保護者や生徒に事故の状況と学校の対応を説明する。
 - ・犯行予告日も含め、警察の助言を受け、生徒の安全確保を判断した場合は、教育活動を実施する。
- ③保護者への対応
- ・犯罪予告の概要を伝える。
- ④教育委員会（教育局）への報告・報道等への対応
- ・事故の概要について、速やかに教育局へ報告し、対応策等について指導・助言を受け、状況の変化に応じ適宜報告する。
 - ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化する。
- ※校門、外灯、校舎の出入り口、窓、鍵の状況等を点検し、必要に応じ補修を行う。
- ※死角の原因となる障害物、自転車置場や駐車場等からの侵入の可能性について点検を行う。
- ※校舎内外の整理・整頓を行い、不要なものを撤去することにより、異常の有無や不審物の発見に努める。

※事後については、関係機関やスクールカウンセラーと連携し、生徒や教職員の心のケアに努める。

Ⅲ 連絡先等一覧

1 令和7年度北海道芽室高等学校緊急時参集体制（←「業務継続計画」に有）

2 【局】事故速報の連絡先（令和7年4月1日から）

(1) 平日における連絡先

学 校



十勝教育局学校教育指導班（高校担当）	
電 話	0 1 5 5 - 2 6 - 9 2 4 2（ダイヤルイン）
F A X	0 1 5 5 - 2 3 - 5 3 2 0

(2) 休日及び夜間における連絡先

学 校



1	主任指導主事	小島	誠
---	--------	----	---



不在の場合

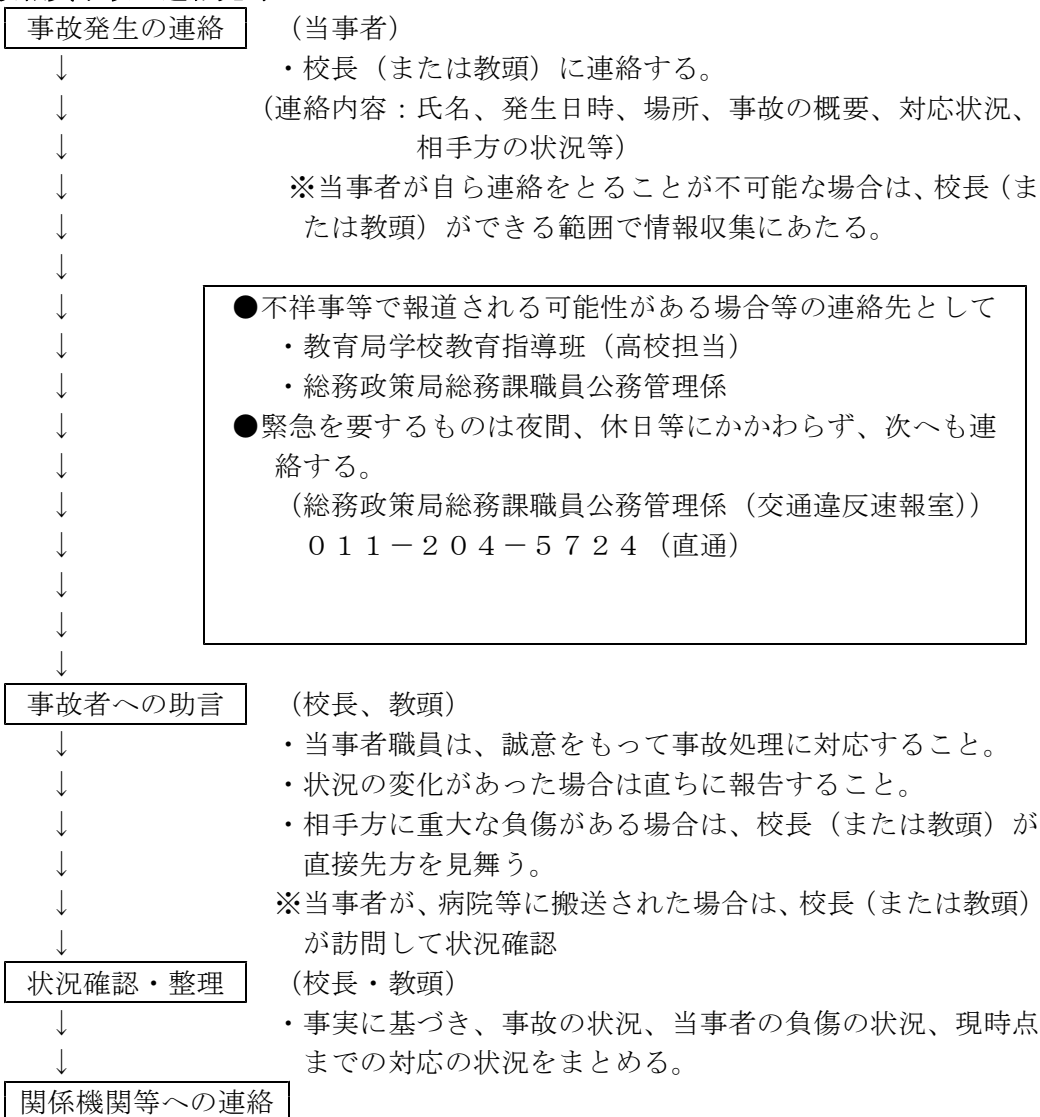


2	主	査	守屋	正人
---	---	---	----	----

(3) 報告事項

- ①事故の重大性、波及性、緊急性を考慮し、非行・被害・交通・一般・不審電話・不審者被害等の別を事故速報様式に基づいて報告すること。また、状況によっては、生死の別や負傷の程度、緊急な対応等を最初に報告すること。
- ②「件名」については、平成26年4月3日付け教十第77号通知「児童生徒の事故報告について」に基づくこと。また、件名が複数に及ぶ場合は、主たるものと付随するものに分けて報告すること。
- ③「発生時の状況」については、簡潔に報告すること。また、詳細が不明の場合は、「詳細不明（調査中）」と報告し、判明次第、第2報、第3報と順次報告すること。
- ④「発生後の学校のとった措置」については、学校がとった対応について報告すること。
- ⑤非行事故の場合は、当該生徒の学校生活の状況（出欠、学習、部活動、行動、性格等）や家庭環境、補導歴等について、可能な限り把握して報告すること。
- ⑥家出・自殺予告等の場合は、その後の経過について、逐次報告すること。

3 教職員事故の連絡先等



3 各委託等業者連絡先

委託業務等名	業者名	電話番号
消防用設備等点検業務	株式会社 かんきょう	0155-62-0123
自家用電気工作物保安管理業務	有限会社 北栄メンテナンス	0155-48-6041
ボイラー等管理業務	株式会社 帯広公害防止技術センター	0155-22-3677
機械警備業務	セコム株式会社帯広営業所	0155-26-1500
AED（リース）	協和総合管理株式会社	0134-27-2233

4 公共機関等連絡先

● 芽室交番	0 1 5 5 - 6 2 - 2 1 5 1
● 帯広警察署	0 1 5 5 - 2 5 - 0 1 1 0
● 芽室消防署	0 1 5 5 - 6 2 - 2 8 2 1
● 帯広市消防本部	0 1 5 5 - 2 6 - 0 1 1 9
● 帯広市火災案内	0 1 5 5 - 2 3 - 9 1 1 9
● 北海道電力(株)	0 1 5 5 - 2 4 - 5 1 6 2
● 芽室町役場	0 1 5 5 - 6 2 - 9 7 2 0
● 帯広市役所	0 1 5 5 - 2 4 - 4 1 1 1
● J R 芽室駅	0 1 5 5 - 6 2 - 2 0 1 0
● J R 帯広駅	0 1 5 5 - 2 3 - 8 1 7 5
● 十勝バス	0 1 5 5 - 2 3 - 5 1 7 1
● 拓殖バス	0 1 5 5 - 2 6 - 3 6 3 6

● 学校医 公立芽室病院 研谷 智	0 1 5 5 - 6 2 - 2 8 1 1
● 学校歯科医 家内歯科医院 家内典夫	0 1 5 5 - 6 2 - 4 8 8 2
● 学校薬剤師 ㈱ ほくやく 曾根義継	